

公 示

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 8 年 9 月 29 日

第一管区海上保安本部長

石崎 憲寛（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- （1）名 称 第一管区海上保安本部
- （2）住 所 北海道小樽市港町 5 番 2 号

2 水路測量を実施する区域及び期間

- （1）区 域 十勝港及び付近（付図参照）
- （2）期 間 令和 8 年 10 月 20 日から
令和 8 年 10 月 29 日までの 10 日間

3 水路測量の実施方法

GNSS による測位、音響測深機による測深等

4 航行船舶に対する安全措置

- （1）水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める標識を掲揚する。
- （2）一管区水路通報による周知を行う。

